進ノ関係部ニ於テ夫レ夫レ準備中ナリ

右依頼ス

尚ホ本年東京鉄道局労働組合ハ今日迄ノ枠外ナル給与
制ニ反シ依ル賃銀低下ト労働加重ニ対シ断乎之
ガ打開ヲ叫ビ是レガ闘争ト遂ニ決議シ来リタルモ 去ル二十四日之
ガ回答ニ依リ給与制ニ於テ事実ノ部分的改善ヲ為シ来
ツタルヲ以テ組合ハ一応鎮静ニ至ル。斯争ヲ解決シ二
百万円[illegible]ノ支出ハ[illegible]ト為シ東京鉄道労働者ノ生活
ヲ救済セントスルモノデアル

右通牒ス

昭和[illegible]年八月二十六日

東京鉄道局労働組合

東京鉄道局労働組合闘争要求ニ対スル回答

（運輸部）

一、近着一刻以上ノ時分ヲ全部標準作業時分ヲ支給サレ度シ。

回答、近着一刻ヲ越ヘル時分ハ其ノ超過時分ノミヲ標準作業時分ヨリ控除スベシ 早着ノ時分ハ同ジ。

二、線路ノ情況又ハ乗客乗降事故ニ依リ止ムヲ得ズシテ遅着シタル時分ハ故障ニ準ジ実動時間ヲ作業時分ト見做シ

回答、相当ノ理由アリト認メタルモノハ実動時間ヲ作業時分トス。

三、中休時間ヲ百五十分ト規定セラレ度シ

回答、中休ニ対スル作業時分ヲ増加シ且之ヲ一律ニ規定スルガ如キハ困難ナリ。乗務本制ノ検討ト相俟ッテ之レヲ考究スベシ

四、仕業作業時分ヲ五十分ト増加セラレ度シ。